

令和2年8月20日

加盟団体
競技審判部会部員
公認審判員資格審査認定委員 公認レフェリー
各位

(公財)日本バドミントン協会
事業本部長 河崎 正紀

失効した公認審判員資格の再取得について

平素から本会の競技審判活動の普及発展にご理解とご尽力を賜り誠に有難うございます。
公認審判員資格について、以下の場合に公認審判員資格を失効します。

公認審判員資格登録規定

第7条 審判員は次に該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 審判員資格登録を更新しないとき
- (2) 本会で失格が適当と認めたとき
- (3) 各加盟団体より資格抹消の手続きがなされたとき
- (4) 本会の会員でなくなったとき

失効した公認審判員資格の再取得について、令和2年8月2日に開催された公益財団法人日本バドミントン協会理事会において協議がなされ、下記のように承認されましたのでご報告いたします。

上記の(1)(4)に関して失効した公認審判員資格について、下記のとおり再取得ができる。

(1) 審判員資格登録を更新しないときの場合

失効していた更新回数分の資格登録料と支払っていない年度の本会会員費、及び再取得費(各級の取得時の資格認定申請料(3級 2,000円・2級 3,000円・1級 4,000円))を支払うことで再取得を認める。

(4) 本会の会員でなくなったときの場合

支払っていない年度の本会会員費を支払うことで再取得を認める。

以上